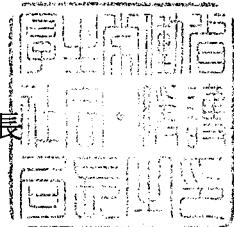


社援発 0529 第1号  
平成25年5月29日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の一部改正について

標記については、昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」により取り扱っているところであるが、今般、下記のとおり改正したので、御了知願いたい。

記

1 改正内容

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）別添1及び別添2を別紙のように改正する。

2 適用

この通知は、平成25年度に行われる社会福祉士試験及び介護福祉士試験から適用する。